

➤ 「当行制定外帳票による証明書発行手数料」改定のお知らせ

平成28年12月

お客さま各位

「当行制定外帳票による証明書発行手数料」改定のお知らせ

いつも佐賀銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
また、平素より各種サービスをご利用いただき、重ねて御礼申し上げます。

この度、弊行では、「当行制定外帳票による証明書」の発行手数料につきまして、平成29年4月1日（土）より一部改定させていただくこととなりました。改定内容は以下のとおりとなりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

弊行では、さらにご利用いただきやすいサービスのご提供に向けて、一層の努力をしております。

記

1. 「当行制定外帳票による証明書発行手数料」の改定内容

区分	現行		改定後
当行制定外帳票による証明書発行手数料	1,080円	➔	3,240円

- ※ 上記は、1通あたりの手数料金額です。
- ※ 記載の金額には消費税等が含まれております。
- ※ 監査法人・会計監査人さまの制定書式（残高確認書）による残高証明等、当行制定以外の書式で発行する場合の手数料です。

2. 改定日

- 平成29年4月1日（土）
- ※平成29年4月1日以降の発行より、改定後手数料が適用されます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社佐賀銀行事務センター 事務集中グループ
担当：秋丸、門丸、青木
TEL：0952-22-2116（月曜～金曜：9:00～17:00）